

# 2025 年度 神奈川工科大学学部生給付奨学金 (入学前予約型) 募集要領

## 制度の概要

神奈川工科大学では、勉学意欲旺盛な学部生を経済的に支援しその修学の機会を支援することによって創造性に富んだ科学技術者を育成し社会に貢献することを目的として「学部生給付型奨学金」の奨学生を募集します。

### <奨学金額と定員>

奨学金は年間 60 万円(前期、後期各 30 万円ずつ)。原則として4年間給付され、定員は 1 学年50名です。給付ですので返還は不要です。

※国の「高等教育修学支援新制度」(授業料等減免・給付型奨学金)との併用は認めません。

ただし、「高等教育修学支援新制度」への申請の制限は致しませんので「高等教育修学支援新制度」で支援を受ける場合は、本学給付奨学金の受給資格は取消しとなります。

## 奨学金の採用候補者の申請

### <奨学金の採用候補者>

まず初めに、入学前に奨学金の採用候補者となる必要があります。この奨学金の採用候補者となった受験生が、神奈川工科大学に入学し所定の手続きを経た場合に、この奨学金の奨学生となり、奨学金の給付を受けることが出来るようになります。

### <申請資格>

以下の(1)~(5)にすべて該当する方。

- (1)神奈川工科大学への入学を強く希望し、2025 年度入試の「総合型選抜・学校推薦型選抜」、「一般選抜(一般入試・共通テスト方式)」何れかに出願予定の方
- (2)日本国籍を有する者または永住者もしくはこれらの配偶者、法定特別永住者、定住者のいずれかであること
- (3)全体の学習成績の状況が 3.0 以上であること
- (4)申請をする方の父母の「令和 6 年度(令和 5 年分)」の収入・所得の合算が次の区分に応じそれぞれに定める金額であること
  - ① 給与・年金収入の場合:収入 800 万円未満
  - ② 事業所得、その他の所得の場合:所得 350 万円未満
- (5)文部科学省の CEFR 対照表掲載の外部検定等のスコアを提出できること  
※CEFR とは主に外国語運用能力を評価するためヨーロッパで使用されている基準を言い、日本では英語 4 技能の評価の際用いられています。

### <奨学金の採用候補者の決定>

申請をした受験生(受験予定者を含む)について、申請書類に基づき総合的に審査し奨学生候補者を決定しお知らせします。

なお、採用候補者になることは入試合格を保証するものではありません。また、本学に入学しない場合は候補者から外れます。

### <申請書類>

- (1)申請書
- (2)「大学進学志望及び奨学金申請の理由書」(全 800 字程度)(市販の原稿用紙を使用してください)
- (3)調査書(厳封。開封無効)
- (4)文部科学省の CEFR 対照表記載の英語 4 技能検定等のスコアの写し

(5)「令和6年度所得(課税)証明書」\*原本 \*市町村役場で取得できる課税証明書(自治体によっては所得証明書)  
※父母両方の2名分、ひとり親世帯の場合は父または母の1名分の所得・課税証明書または非課税証明書を提出してください。

※父母等のうち収入が無い方がいる場合、その方については非課税証明書

(6)本学から依頼のあった追加書類(必要に応じ連絡いたします)

※提出いただいた書類は、理由の如何に拘わらずお返ししませんので、提出に当たっては各自で控えをお取りください。

#### <申請期間>

2024年9月1日~2024年9月30日 消印有効(郵送に限る)

※申請期間を過ぎた消印は一切受け付けません(持参不可)。

#### <結果通知>

2024年10月下旬に文書にてお知らせします。

#### 奨学金の給付

##### <奨学生の採用>

奨学金の採用候補者は、入学後に所定の手続きを経て奨学生となり奨学金の給付が始まります。所定の手続きについては別途お知らせします。

##### <奨学金の給付>

各学年とも6月と11月にそれぞれ30万円を給付します。

給付の方法は学生本人名義の銀行口座への振込となります。また給付期間は原則として入学後連続する4年間としますが、各学年末に学業成績による継続判定を行い所定の継続要件を満たさなかった場合は廃止(打切り)となります。

#### 休学期間中の取扱

奨学金の給付は、休学している期間は停止します。

#### 奨学金の廃止

次のいずれか一つでも該当する状況となった場合は、その時点で奨学金の給付は廃止します。給付の再開はありません。

(1)次の継続要件を満たさないこととなった場合

① 2年次継続要件

1年次末までの累計修得単位数が40単位以上で累計GPA\*2.50以上。

② 3年次継続要件

2年次末までの累計修得単位数が80単位以上で累計GPA\*2.50以上。

③ 4年次継続要件

3年次末で卒業研究着手要件を充足し累計GPA\*2.50以上。

(2)停学処分を受けた場合

(3)卒業研究に着手できなかった場合

(4)授業料の未納状態が半期を超えて続いた場合

(5)学籍を失った場合

\*GPA: GPA(Grade Point Average)とは、各科目の成績評価(Grade)に加重点(Point)を付与し、それに単位数を掛け取得したポイントの合計を、履修合計単位数で割った1単位あたりの平均値(Average)。累計 GPA は1年次から直近までの成績で算出。本学の最大値は4.0。

算出式  $GPA = (\text{各成績評価の加重点} \times \text{単位数}) \text{の合計} \div \text{履修単位数}$

#### 資格の取消

諸手続きに不正があった場合、申請に虚偽があった場合、または本人が記すべき理由書等に本人以外による加筆等があった場合は、直ちに奨学生としての資格を取り消し、入学時に遡って給付済みの奨学金を返還していただきます。この場合、返還金額は授業料の未納額とみなし返還されない場合は除籍対象となります。

#### 問合せ先

神奈川工科大学 学生課 学部生給付奨学金(入学前予約型)係  
〒243-0292 神奈川県厚木市下荻野 1030  
TEL 046-241-9394